

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

1 景観に係る実施主体

景観形成は、建築行為などに一定の制限が発生するため、制限行為を建築確認申請や条例で担保する地方自治体、制限を受ける住民や商店等の事業者が存在する①。以下、実施主体ごとの取組を述べる。②

① 「景観形成は、・・・存在する」となっており、主語述語の関係がおかしいです。よって、主語が変わる文で、分を切るか、主語を「景観形成に関わる団体は」にするなど正しい構文にしましょう。

② そもそも、この項目が必要なのか疑義があります。

(1) 地方公共団体

① 良好な景観形成を図るため、景観行政団体となり、景観計画を策定する。

② 景観形成を担保するため③、建築物又は工作物における高さの制限など、景観形成基準を定める。

③ 景観形成基準に基づいた建築物とするため、認定行為や建築確認行為で担保する④。

④ 住民や事業者が積極的に景観づくりに取り組めるよう、わかりやすい景観形成ガイドラインを策定⑤する。

⑤ 景観形成の専門家をワークショップに派遣する等、住民サイドを支援⑥する。

③ 景観形成基準は、ゆるやかな規制誘導を行うものです。よって、担保するとまで言えるか疑義があります。また、景観形成基準は、景観計画に定めるものなので、①と分けて書かれていることに違和感があります。

令和 年度 技術士第二次試験答案用紙

○解答欄の記入は、1マスにつき1文字とすること。なお、英字・数字は1マスに2文字を目安とする。

- ④ 問題には、景観法に基づくとあります。建築確認行為における担保は、建築基準法ではありませんか。
- ⑤ これも景観法に基づく取り組みであるか疑義があります。
- ⑥ ワークショップが何を目的にしたものか分からず、なぜ専門家の派遣が支援となるか判然としません。また、ワークショップが何をやるものなのか不明であるためか、これも景観法に基づく取り組みといえるのか不明です。

(2) 住 民 ⑦

- ① 自らの地域の 良好な形成 ⑧ のために、地域における 景観資源を発掘する ⑨。
- ② 自らが景観づくりの主たる担い手であることを認識し、良好な景観形成のための ルール案を作成 ⑩する
- ③ 良好な景観を維持するための緑化や清掃活動を行う。

- ⑦ 示されている取組みと景観法の関連性が不明です。問題は、景観への取組みではなく、法に基づく取組みですよ。
- ⑧ → 「良好な景観形成」
- ⑨ 発掘した後どうなるのかが分かりません。発掘しただけでは、良好な景観形成はできないと思います。
- ⑩ ルール案では、抽象的で何か分かりません。また、案を作ってどうするのですか。

(3) 事 業 者

自らの行為が景観づくりに影響を与えるものであることを認識し、積極的に景観づくりを行う。 ⑪ 以上

- ⑪ 抽象的であり、どんな取組みなのか全く分かりません。